

1 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について(介護保険法施行規則の改正について)

(1)改正の内容

- ア 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能
- イ 地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域を合算して3職種の常勤職員の員数を配置すれば、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターは3職種の配置の基準を満たす。この場合、1センターに2職種は必須。

※主任介護支援専門員に準ずる者の拡大については、国からの通知がまだ出ていない。

(参考)令和6年度介護保険法施行規則の改正(案)について

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について (案)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

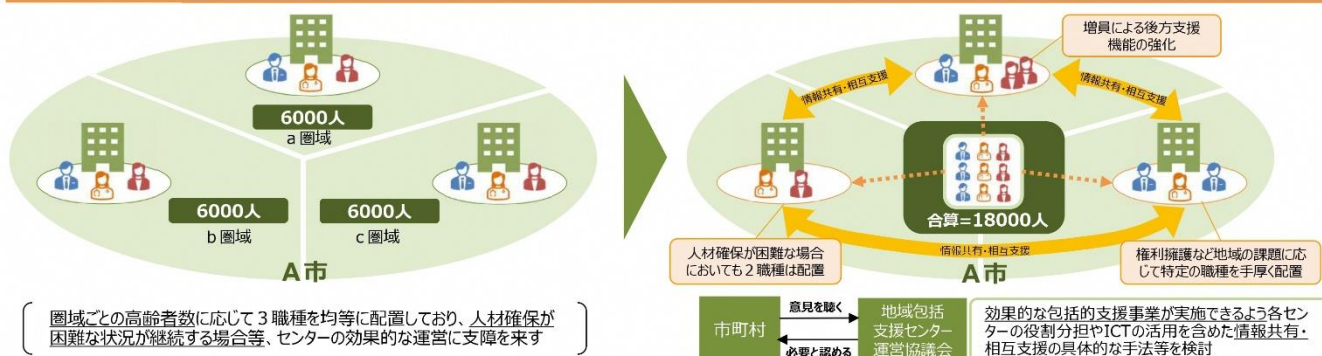
(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月閣議決定)

地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正(案))
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正(案))

(2)施行規則改正にかかる市の対応の方向性

令和6年度中に施行規則改正の内容に則って、条例及び要綱の改正を行う。

- ・ 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
- ・ 多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要綱

2 プランナーの配置基準の決定

(1)内容

平成25年度に決定したプランナーの配置基準に則って協議を行い、令和6年度中に基準を決定する。
令和7年度より、全地域包括支援センターにおいて配置基準に則って配置してもらう予定。

(参考) H25.11.16 地域包括支援センター運営協議会資料

多摩市地域包括支援センターの人員基準等

2 指定介護予防支援事業（指定介護予防支援事業所）に係る人員基準

ウ 管理者及び従事者が地域包括支援センターの業務を兼務する場合において、介護予防サービス計画作成数が1人について1月あたり20件以上となるときは、従事者1人につき1月あたり10件増えるごとに、常勤に換算し0.5人を配置しなければいけない。

	F 1人ひと月当たり プラン数推計	プランナー 配置基準	令和6年3月現在 プランナー配置数
西部	32.81	1人	0人
東部	42.32	1.5人	0.8人
多摩C	32.08	1人	0人
中部	32.63	1人	0.8人
北部	35.81	1人	2人

3 基幹型地域包括支援センターの位置づけの決定

(1)現状

ア 平成28年に基幹型地域包括支援センターを設置した当時と比べて、基幹型が担っていた業務を現在は地域包括支援センターで実施している業務がある（個別地域ケア会議など）。

イ 令和5年度より、基幹型地域包括支援センターの主任介護支援専門員が欠員となっている。

ウ 市の人事制度上、主任介護支援専門員の確保が困難

(2)今後の方向性

ア 令和5年度以降と同様、地域包括支援センターの後方支援や会議への出席は継続

イ 基幹型の主任介護支援専門員の役割を、委託内容に含めるか検討する

4 地域包括支援センターの中長期的な方針の検討

(1)内容

今後の地域包括支援センターの相談体制を考えるには、中長期的な視点で考える必要がある（高齢者人口がピークとなる令和32（2050）年を目途）。高齢者人口の推計等を踏まえ、中長期的な担当エリアや人員配置の方針を令和6年度中に方針を決定する。令和7年度以降も、介護保険の情勢や、検討すべき課題の優先度はその都度変化していくため、繰り返し考えていく。

代表者会議で現状や課題の整理や方針の検討を行い、必要に応じて地域包括支援センター運営協議会や管理者会議、市役所内部会議で協議・報告を行っていく。

(2)スケジュール

時期	内容
令和6年度	担当エリア、職員配置等を総合的に検討、中長期的な方針の決定
第9期(令和6～8(2024～2026)年度)	中長期的な方針のブラッシュアップ
第10～12期(令和9～17(2027～2035)年度)	中長期的な方針に基づく、担当エリア、職員配置等の再編
令和22～32(2040～2050)年度	推計高齢者人口のピークに対応した地域包括支援センターの運営